

技術試験衛星VI型（ETS-VI）に関する原因究明等について（案）

平成6年9月1日

宇宙開発委員会決定

このたび、技術試験衛星VI型（ETS-VI）「きく6号」のアポジエンジンを異常を生じ、所期の目的の達成が不可能となった事態を厳粛に受け止め、宇宙開発委員会として技術試験衛星VI型に生じた異常に関し、今後できる限りすみやかに原因の究明及び今後の対策について審議を行うため、宇宙開発委員会内に特別に調査委員会を設置する。

部会の設置等について

平成3年6月5日
宇宙開発委員会決定

宇宙開発委員会（以下「委員会」という。）における部会の設置等について、次のとおり定める。

I 部会

委員会に設置する部会は、常設部会及び特別部会とする。

1. 常設部会

(1) 委員会に、常設部会として、計画調整部会、安全評価部会及び技術評価部会を置く。

(2) (1)に掲げる部会は、それぞれ次の各号に規定する事項のうち、委員会で定めるものについて調査審議する。

① 計画調整部会

毎年度の宇宙開発関係経費の見積り方針及び宇宙開発に係る計画に関すること。

② 安全評価部会

宇宙開発に係る安全に関すること。

③ 技術評価部会

人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの打上げ（打上げ実験及び地上実験を含む。）の結果の評価に関すること。

2. 特別部会等

(1) 委員会に、必要に応じ別に委員会で定める特別の部会等を置く。

(2) (1)に掲げる部会等は、委員会で定める事項について調査審議する。

II 分科会

1 部会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき専門委員は、部会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する専門委員のうちから部会長の指名する者がこれに当たる。

4 分科会は、分科会長が招集し、主宰する。

5 分科会長に事故があるときは、その分科会に属する専門委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 分科会において調査審議を終了したときは、その結果に基づき、部会で定めるところにより、部会又は部会長に報告し、又は意見を述べるものとする。

7 1から6までに定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会にはかって定める。

III 宇宙開発委員会決定の廃止

部会の設置等について（昭和53年5月24日決定）は、廃止する。

宇宙開発委員会技術評価部会（専門委員）

平成6年9月1日

（部会長）

前田 弘 京都大学名誉教授

（部会長代理）

鈴木 昭夫 前科学技術庁航空宇宙技術研究所角田支所長

石澤 禎弘 宇宙開発事業団理事

上杉 邦憲 文部省宇宙科学研究所教授

久保田弘敏 東京大学工学部教授

五代 富文 宇宙開発事業団理事

小林 康德 筑波大学構造工学系教授

田邊 徹 東京大学工学部教授

垂井 康夫 早稲田大学理工学研究科客員教授

手代木扶 郵政省通信総合研究所総合研究官

中島 厚 科学技術庁航空宇宙技術研究所宇宙研究グループ

第12研究グループグループリーダー

西島 敏 科学技術庁金属材料研究所損傷機構研究部長

野中 保雄 東京理科大学工学部教授

原島 文雄 東京大学生産技術研究所長

廣澤 春任 文部省宇宙科学研究所教授

安永 啓一 日本放送協会技術局送信技術センター長